

山梨県公報

第千六百八十号

平成十八年

七月六日

木曜日

目次

結核予防法に基づく医療機関の指定……………五二七

道路の供用開始(三件)……………五二七

公 告

「介護サービス情報の公表」調査員養成のための適格研修……………五二八

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………五二八

告 示

山梨県告示第三百六十九号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

名 称	所 在 地
株式会社日医調剤 昭和薬局	中巨摩郡昭和町西條五千三番五
セキテイ調剤薬局 後屋店	甲府市古上条町十二の五
こまの薬局	南アルプス市吉田一千二百五十五の一
フリヤ薬局	笛吹市石和町市部一千七十八の一

山梨県告示第三百七十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所に

山梨県公報 第千六百八十号 平成十八年七月六日

おいて、この告示の日から平成十八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。
平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
県道	白井甲州線	笛吹市大字御坂町栗合字山ノ神 一七九番の一地先から 笛吹市大字御坂町下之原字原畑 一一七六番の一地先まで	一四〇・〇	平成十八年 七月六日

山梨県告示第三百七十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
県道	栗合成田線	笛吹市大字御坂町栗合字山ノ神 一八〇番の三地先から 笛吹市大字御坂町栗合字山ノ神 一五九番の一地先まで	五二・〇	平成十八年 七月六日

山梨県告示第三百七十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成十八年七月二十七日まで一般の縦覧に供する。

平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

道路の種類	路線名	区 間	延 長	供用開始の期日
県道	山梨県道	山 本 栄 彦		

種類		(メートル)	期日
県道	竹居御坂線	一五・〇	平成十八年七月六日
	笛吹市大字御坂町下之原字原畑 一七八番の一地先から 笛吹市大字御坂町下之原字原畑 一七八番の六地先まで		

公 告

● 「介護サービス情報の公表」調査員養成のための適格研修
 介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成十八年政令第百五十四号）附則第二十二条第一項第一号の規定による適格研修は次のとおりとする。
 平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

研 修 の 名 称	研修の実施期間	研修の実施主体
「介護サービス情報の公表」 調査員養成研修	平成十八年一月三十一日 から同年二月七日まで	財団法人長寿やまなし振 興財団
「介護サービス情報の公表」 調査員指導者養成研修	平成十七年十一月二十一 日、同月二十二日、同月 二十四日、同年十二月五 日から同月八日まで又は 同月十二日から同月十五 日まで	「介護サービス情報の公 表」制度施行準備・支援 協議会事務局

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について
 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。
 平成十八年七月六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
- 南都留郡富士河口湖町船津字水之元七四三四の一、七四三四の二、七四三四の三、七四三四の四、七四三四の五、七四三四の六、七四三四の七、七四三四の八、七四三

発行者 山 梨 県 甲府市丸の内一丁目六番一号 印刷所 ㈱サンニ子印刷 甲府市北口二丁目六番

- 四の九、七四三四の一〇、七四三四の一、七四三四の二、七四三四の三、七四三四の四、七四三四の一五、七四三四の一六、七四三五の四、七四三五の五、七四三五の六、七四三五の七、七四三五の八、七四三五の九、七四三五の一〇、七四三五の一及び七四三五の一二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
道 路	次の図のとおり
公 園	

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
- 南都留郡富士河口湖町船津三千四百八十九番地の四 古屋京子